令和８年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：　　小郡市　　令和 8 年 7 月 31 日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９３．３％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１０２．２％
全職員	８５．４％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	１００．９％
本庁課長相当職	９８．８％
本庁課長補佐相当職	７８．８％
本庁係長相当職	１０４．４％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	１０３．５％
３１～３５年	９３．４％
２６～３０年	１０５．９％
２１～２５年	９８．８％
１６～２０年	９３．９％
１１～１５年	９２．３％
６～１０年	９９．４％
１～５年	９０．０％

【説明欄】

・短時間勤務職員等の職員数は、１月当たりの勤務時間を任期の定めのない常勤職員の勤務時間で割落とした人数を用いている。

・会計年度任用職員（パートタイム職員）について、正確な給与の差異の比較が困難である日額・時間額の職員を算定から除外している。

・任期の定めのない常勤職員について、扶養手当や住居手当の受給者に占める男性の割合が高い。
（扶養手当の受給者に占める男性の割合：87.9%、住居手当の受給者に占める男性の割合：69.5%）

・女性の会計年度任用職員（パートタイム職員）の比率が男性と比べて高い。
（男女ごとの全職員に対する会計年度任用職員（パートタイム職員）の割合：女性 18.8%、男性 10.5%）

次ページへ

【説明欄】

・『役職段階別：本庁課長補佐相当職』の区分において、他の課長補佐相当級の職員よりも経験年数が長く上位の級・号棒となっている男性職員数の割合が高く、結果としてそれ以外の役職段階別区分と比べて大きな開きが生じている。
・勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。『勤続年数：１～５年』の区分において、採用前の前職での経験年数を考慮した給与決定がなされている（同じ区分における通常採用職員よりも上位の級・号棒に決定されている）男性職員の割合が高いため、結果としてそれ以外の勤続年数区分と比べて大きな開きが生じている。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
管理的地位にある職員	35.4%

【説明欄】

令和８年４月１日時点の職員数を記載している。

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
本庁部局長・次長相当職	14.3%
本庁課長相当職	39.0%
本庁課長補佐相当職	12.5%
本庁係長相当職	32.5%

【説明欄】

令和８年４月１日時点の職員数を記載している。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	80.0%
女性	116.7%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	-%
女性	175.0%

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0%	0%	0%	0%
１週間以上２週間未満	0%	0%	0%	0%
２週間以上１月以下	25.0%	0%	0%	0%
１月超３月以下	25.0%	0%	0%	0%
３月超６月以下	12.5%	0%	0%	50.0%
６月超９月以下	0%	16.7%	0%	0%
９月超 12 月以下	37.5%	33.3%	0%	50.0%
12 月超 24 月以下	0%	16.7%	0%	0%
24 月超	0%	33.3%	―	―

【説明欄】

会計年度（男性）は対象者なし

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	15.54 時間／月
内部部局等以外	8.10 時間／月

【説明欄】